

松江市商業・サービス業等

エネルギーコスト削減対策

支援事業補助金

(市単独事業分)

【申請の手引き】

★補助金を申請される前に、必ずご一読ください。★

松江市役所 商工企画課

TEL: 0852 - 55 - 5036

目 次

1. 事業の目的	P2
2. 補助対象事業者	P2
3. 補助金の概要	P2
4. 募集・選定について	P3
5. 申請手続き	P4～7
6. 対象設備・機器	P7～8
7. 補助対象外経費	P9
8. その他留意事項	P10
9. お問い合わせ先	P10
★よくある質問	P11～12



内容をご確認いただき
申請をお願いします。

1. 事業の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業者等の経営を支援することを目的とする。

2. 補助対象事業者

- (1) 市税に滞納がない事業者
- (2) 市内に本社または事業所等を有している法人(大企業・みなし大企業は除く)
- (3) 市内に事業所等を有している個人事業者
- (4) 飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業等(農林水産業、製造業除く)
- (5) 令和4年度第2回飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付を受けない事業者

※**松江市にある事業所の設備機器のみ対象**

※本社や事業所等が松江市内にあっても、市外の事業所等の設備を更新した場合は対象外

※倉庫のみ市内にある等、事業実態が市外にある場合は対象外

3. 補助金の概要

(1) 対象事業

中小企業者や個人事業者が電力・ガス等の価格高騰対策として、エネルギーコストの削減を図るために必要な設備機器の**更新**を行う事業。

(2) 対象経費

対象経費	エネルギーコスト(光熱費等)削減に資する、 松江市内事業所の設備機器等の更新費 ※ただし、専ら事業に資するものに限る
補助率	機器更新に係る経費の 1/2以内
補助額	下限10万円～上限19万9千円(千円未満切捨て)

4. 募集・選定について

(1) 募集期間

令和5年8月16日(水) から 令和5年12月15日(金)

(2) 選定

募集期間内に申請のあった事業について、必要書類が全部揃い、市の審査に合格した事業者から随時交付決定します。

(3) 申請単位

申請は、事業者単位とします。

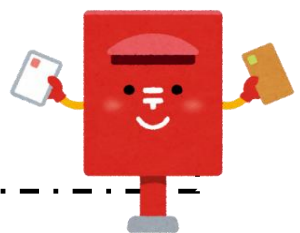
(4) 交付決定回数

1事業者による交付決定回数は1回限りとします。

(5) 申請書提出方法

申請書類の提出は、原則 **郵送** にて提出をお願いします。
※どうしても持参される場合は、事前に電話にて予約をお願いします。

【送付先】〒690-8540 松江市末次町86番地
松江市役所 商工企画課 「省エネ補助金担当 宛」



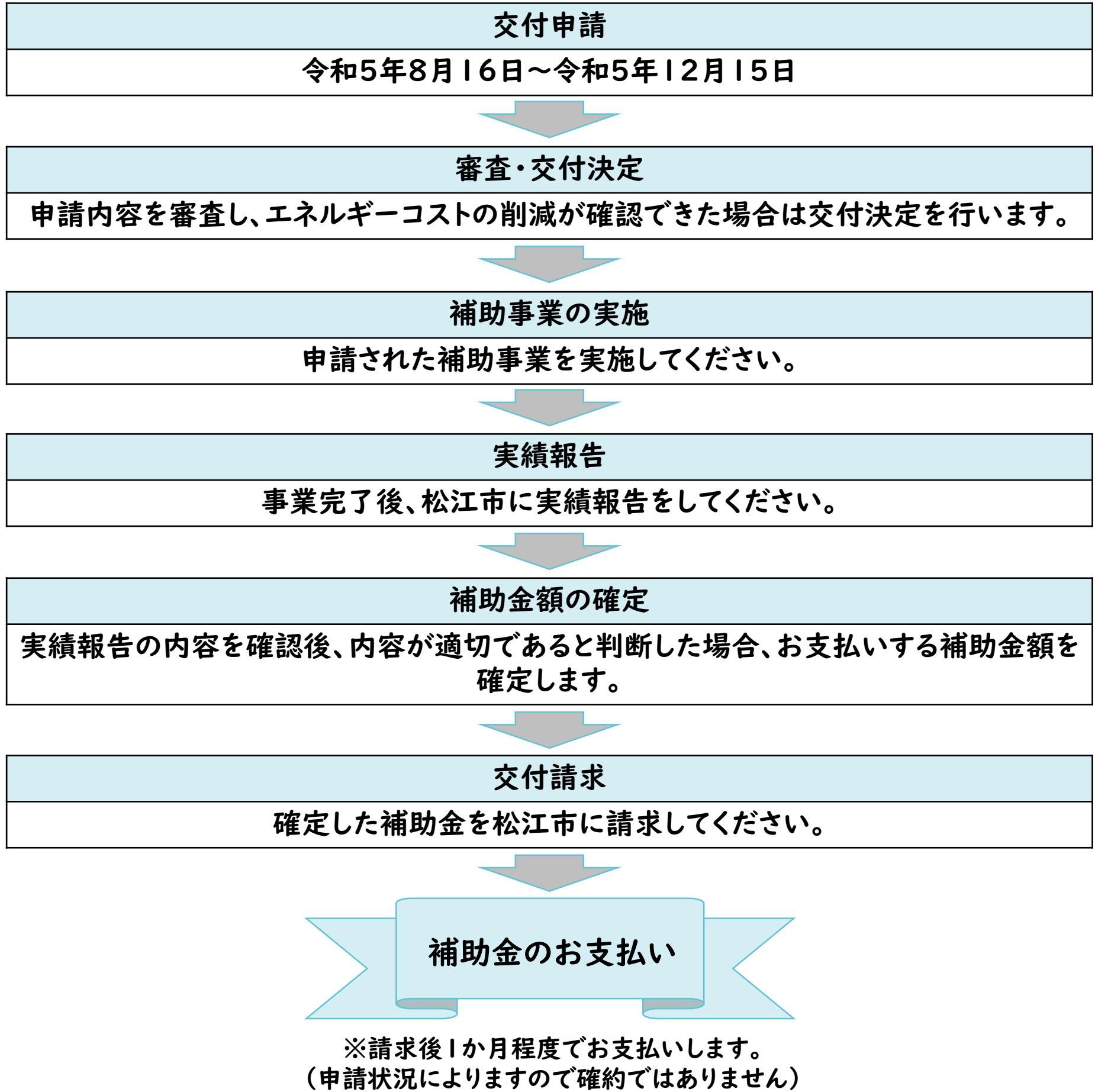
重要!

①本補助金(市単独事業分)と、松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金(県補助金上乗せ分)との併用はできません。

②令和5年度において、島根県商工会連合会が実施する「令和4年度第2回飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」の確定を受けた事業者は、本補助金(市単独事業分)に申請はできませんので、松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金(県補助金上乗せ分)に申請をお願いします。

5. 申請手続き

(1) 申請の流れ



※振込日を個別にご連絡はしません。通帳記帳等によりご確認ください。

注意

- ※補助金**交付決定後**に**事業着手**を行ってください。
- ※交付決定前に着手されますと、補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ※事業着手とは、契約書の締結、発注、工事着手等のことです。

(2) 申請書類

下記の書類を提出してください。

	提出書類	備考
1	補助金等交付申請書 (様式第1号)	申請者欄は 自署又は記名押印 法人は本社が申請してください。 個人は住民票記載の住所で申請してください。
2	事業計画書	
3	設備等の見積書	1社のみ提出
4	更新する設備機器のカタログ	写しても可
5	対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス	メーカー、販売店、施工業者等が作成した証明書※申請設備が複数種類ある場合は、種類ごとにご提出ください。
6	既存の設備機器の状況写真	2アングル以上で撮影してください。
7	市税に滞納がないことがわかる証明書 (完納証明書)	市民課、各支所市民生活課、まつえ市民サービスコーナー、税務管理課で取得してください。 ※申請日から起算して 1ヵ月以内 のもの
8	履歴事項全部証明書 (法人のみ)	申請日から起算して 3ヵ月以内 のものをご提出ください。
9	確定申告書等の事業を営んでいることがわかる書類、及び運転免許証等の本人確認書類 (個人事業者のみ)	確定申告書は直近のものをご提出ください。 ただし、開業後1年未満であり、確定申告書が提出できない場合は、開業届をご提出ください。
10	誓約同意書	申請者欄は、 自署又は記名押印
11	その他市長が必要と認める書類	必要な場合は別途ご連絡いたします。

※書類提出後、申請内容の審査を行う上で、内容について職員が聞き取りをさせていただく場合があります。

(3) 対象事業実施期間

交付決定日から令和6年2月29日まで

※補助金**交付決定後に事業着手**を行ってください。

※対象事業期間内に**支払まですべて完了**する必要があります。

(4) 交付決定

提出していただいた書類をもとに市で内容の審査を行い、申請内容のとおり補助事業を実施した場合にお支払いする金額を決定し、「交付決定通知」によりお知らせします。

(5) 補助事業の変更

補助金交付決定後に、事業内容や金額、実施期間、経費等を変更する場合は、事前の承認が必要です。必ず事前にご相談ください。必要な書類や手続きをご案内します。**変更申請をせずに申請内容を変更し、事業を実施した場合は、補助対象にならない場合がありますので、ご注意ください。**

～以下のいずれかに該当する場合は、変更承認申請を行うことができません～



- ・補助事業者の責に帰す理由（経費の申請を忘れていた、等）による申請額の増額。
- ・既に事業を完了し、補助金額が確定された方（実績報告書を提出済の方）。

(6) 補助事業の実施

交付決定通知が届きましたら、事業を実施（着手）してください。

交付決定前に発生した経費は補助対象外となります。（契約、発注、購入、その他の準備行為も事業に含まれるためご注意ください。交付決定前に発注等を行うと、補助対象経費となりません。）

※補助事業の実施調査の関係で、市の職員が現地確認に伺うこともあります。現地調査を拒否される場合は、補助金の交付はできません。

(7) 実績報告

市単独事業が完了したときは、その日から**1か月以内または令和6年2月29日までのいずれか早い日**までに実績報告をしてください。

※実績報告とは、交付申請の内容のとおりに補助事業を実施したことを報告することです。

なお、補助事業の完了とは、補助事業に関する発注、納品、施工、支払等がすべて完了することであり、本補助金においては令和6年2月29日までに完了をする必要があります。

実績報告に必要な書類は次のとおりです。

1	実績報告書	補助事業者欄は 自署又は記名押印
2	更新機器等の更新後の設置状態がわかる書類(写真)	設置機器の写真 設置場所がわかる写真
3	補助対象経費に係る請求明細の分かるもの	写しても可。 請求内訳がわかる明細 を必ず提出してください。
4	領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの	通帳の写し(口座名義人、支払金額、支払先、支払日を確認します)、領収書等
5	その他	「事業に使用する許認可等の書類」 P8記載の該当者のみ

(8) 補助金額の確定・請求

提出された実績報告の内容を確認し、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合は、補助金額を確定し、確定通知書により通知します。通知が届きましたら、下記の書類をご提出ください。

1	確定通知書の写し	
2	補助金等交付請求書	補助事業者欄は 自署又は記名押印
3	振込先金融機関口座を確認する書類の写し	・紙の通帳の場合 通帳の表紙の写し(1枚) 通帳を開いた1~2ページ目の写し(1枚) ・電子通帳の場合 電子通帳の画面の写し(1枚) <small>※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。</small>

(9) 補助金のお支払い

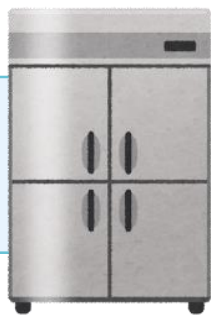
指定された口座に補助金を振込みます。

6. 対象設備・機器

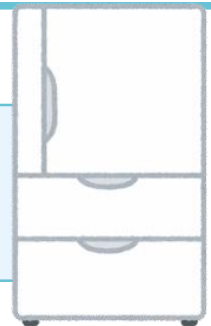
既存設備機器に比べ高効率で、エネルギーコスト(電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代など)を削減できる設備機器

【例】

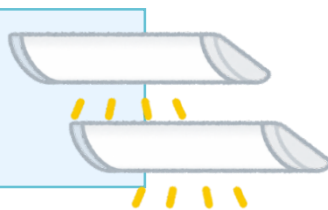
電気冷蔵庫
(冷蔵庫・冷凍冷蔵庫)



電気冷凍庫



LED電灯機器



エアコン



ショーケース
(冷蔵又は冷凍機能付き)



※その他、エネルギーコスト削減に資する設備機器

⇒ただし、**単価10万円(税抜)以上の設備機器**

⇒セット購入が条件のものについては、**1セット10万円(税抜)以上**

⇒**LEDについては、機器合計で10万円(税抜)以上**

「事業に使用する許認可等の書類」を実績報告時に提出することで「対象」となるもの

(1) 黒地に黄色文字のナンバープレート(黒ナンバー)を付けた事業用の軽自動車

⇒運賃をもらって貨物を運ぶ「軽貨物運送業(貨物軽自動車運送事業)」の軽自動車が該当

【必要書類】

・事業ナンバー(黒・緑)の登録は、運輸支局での手続き後に交付される車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告書に添付

(2) 緑地に白文字のナンバープレート(緑ナンバー)を付けた事業用の軽自動車以外の車両

⇒トラック・バス・タクシーなど運賃をもらって貨物や旅客を運ぶ軽自動車以外の車両が該当

【必要書類】

・事業ナンバー(黒・緑)の登録は、運輸支局での手続き後に交付される車検証に「事業用」と記載してあるので写しを実績報告書に添付



(3) 自動車運転代行業の随伴用自動車

⇒車両の両側面に随伴用自動車である旨(認定番号等)の表示がされている車両が該当

【必要書類】

・認定番号等が車両の両側面で読み取れる写真を実績報告時に提出

(4) ダンプ表示番号(ダンプナンバー)を付けたダンプトラック

⇒土砂等を運搬する大型自動車(ダンプカー)で「最大積載量5,000kg超」「車両総重量8,000kg超」どちらかに該当する車両

【必要書類】

・運輸支局での手続き後に車検証備考欄に登録事項の記載があるので写しを実績報告書に添付



(5) 産業廃棄物収集運搬業許可を受けて登録する車両

⇒委託を受けて産業廃棄物の収集・運搬を行う際に必要となる許可申請の中で、収集・運搬を行うために登録する車両が該当

【必要書類】

・収集運搬の用に供する車両を変更した日から10日以内に松江市環境エネルギー部環境対策課または管轄の保健所に変更届を提出した際に受付されたものの控えを事業者が要求すれば交付されるので、その写しを実績報告時に添付



(6) 遊漁船登録番号を取得する船舶

⇒いわゆる釣船や磯・瀬渡し、観光定置(利用客の採捕を伴う場所に限る)に用いる船舶が該当

【手続きと提出書類】

・遊漁船業登録または更新の通知書(業の登録確認) ・船の保険登録等が確認できるもの
・船舶検査証書 ・業務規程(どの船を使用しているかの確認)



(7) 内航海運業に使用する船舶

⇒海上における物品の運送で、内航運送に用いる船舶が該当

【手続きと提出書類】

・使用船舶の変更申請書を運輸支局に提出した際に、事業者が運輸支局窓口で依頼することで取得できる「受付印を押された申請書の写し」を実績報告時に提出。

7. 補助対象外経費



1	補助事業の目的に合致しないもの
2	証拠書類が整わないもの
3	通常の事業活動に係る経費
4	自社内部の取引によるもの
5	補助対象期間を過ぎて支出した経費
6	交付決定前に発注・契約、購入、支払（前払い含む）を実施したもの
7	販売や有償レンタルを目的とした製品・商品等の生産・調達に係る経費
8	補助対象経費と他の経費との明確な区分ができないもの
9	汎用性があり、目的外使用になり得るもの 例：パソコン、プリンター、デジタル複合機 等
10	自宅兼事務所で、自宅部分に設置するもの、または自宅でも使用するもの。 ※自宅部分と事務所部分が明確に区分できない場合も対象としません。
11	単価10万円（税抜き）未満の設備機器。ただし、セット購入が条件のものについては、1セットの価格が10万円（税抜）以上であれば対象とします。
12	消耗品（ただし、対象設備の初期作動用に必要なものを除く）
13	中古品
14	リース・レンタルに係る経費
15	個人やオークション（インターネットオークションを含む）による購入
16	補助対象経費の支払いに要する振込手数料、代引き手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決裁手数料 等 ※支払先が振込手数料を負担した場合は、当該金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の金額を補助対象とする。
17	収入印紙、収入証紙
18	消費税および地方消費税相当分
19	借入金等の支払利息および遅延損害金
20	商品券・金券の購入
21	商品券・金券・クーポン・ポイント等、小切手・手形（自社振出・他社振出の別は不問）による支払い、相殺による決済での支払い
22	各種キャンセルに係る取引手数料
23	リサイクル料
24	補助金応募書類・実勢報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
25	国・県・市の他の補助金等の対象となっている経費
26	公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
27	その他、市が適当ではないと判断した経費

8. その他留意事項

(1) 不正行為に対する処分について

次に該当した場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消す場合があります。

- ・法令、交付要綱、または法令・交付要綱に基づく市長の処分や指示に従わない場合。
- ・偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合。
- ・補助金等を他の用途に使用した場合。
- ・各誓約事項に違反した場合。

※取り消しをした場合、既に補助金が支払われている場合は、補助金の全部または一部の返還を求めます。

(2) 事業所の移転について

補助金の交付を受けた場合、補助事業完了後**2年未満**で事業所を市外へ移転する場合には、補助金を**全額返還**しなければなりません。

(3) 状況報告

補助事業者は、市長から補助事業により取得した設備機器の稼働状況について、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければなりません。

9. お問い合わせ先

松江市役所商工企画課 省エネ補助金担当

〒690-8540 松江市末次町86番地

(電話番号) 0852-55-5036

(FAX) 0852-55-5553

(メールアドレス) shoukou@city.matsue.lg.jp



よろしく申し上げます

よくある質問

No	質問	回答
1	NPO法人や組合は申請できますか。	法人として登記されていれば申請できます。
2	断熱材や断熱塗料なども対象になりますか。	対象になりません。
3	減価償却資産の耐用年数はどのようにして調べられますか。	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。(ご参考) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html
4	すでに発注したものは対象となりますか。	対象になりません。
5	LED照明に交換する場合、LED電球に交換するだけでも対象ですか。	電球や蛍光管等の光源は消耗品であり、光源のみの交換は補助対象となりません。工事の一部に電球の交換が含まれている場合は、補助対象とします。
6	LED照明に交換する場合、旧の照明器具を使用したバイパス工事(電源直結工事)は対象となりますか。	旧器具の老朽化に伴う落下危険性や資産計上が困難なケースもあり、補助対象となりません。照明の交換の場合、照明器具とランプを同時に交換する必要があります。
7	補助金の交付決定は先着順ですか。	先着順です。必要書類が全て出揃い、市の審査に合格した事業者から随時決定します。
8	申請書類の提出は持参でも良いですか。	原則郵送で受け付けます。事情があり郵送ができない場合は、事前に連絡の上、日時を予約して持参をお願いします。
9	食洗器は対象ですか。	事業用であれば対象です。ただし、税抜き単価10万円以上のものに限ります。
10	松江市外に本社がある事業所は申請できますか。	松江市内に事業所があれば対象とします。ただし、事業実態があること。また、更新する機器は市内事業所に設置しているものに限りません。
11	中古品への交換を補助の対象としないのはなぜですか。	中古品の場合、これまでの使用履歴等から省エネ効果の性能値を客観的に検証することが困難であることから補助対象外とします。
12	リース・レンタルを対象としますか。	対象としません。
13	自宅兼事業所の場合は対象となりますか。	居住スペースと事業所が壁等により明確に区分でき、事業所に設置するもので、専ら事業用であるものについては対象とします。客観的に証明できない場合は対象外となります。
14	市内に事業所が複数あるのですが、それぞれ申請できますか。	できません。申請は事業者単位で行い、申請回数は1回のみとなります。
15	市内に事業所が複数あるのですが、エネルギーコストの計算は事業所別ですか。	事業所別ではありません。申請する事業所すべての合算数値で判断します。
16	県補助金上乘せ分と市単独事業分を併用できますか。	できません。
17	既存機器の撤去費および処分費は補助の対象となりますか。	機器の取付け・撤去工事費・処分費用については、補助目的を達成するために必要不可欠な場合は補助の対象とします。
18	不要な機器の撤去によるエネルギーコスト削減分も事業効果として良いですか。	不要な機器の撤去のみは補助対象外です。ただし、複数機器を1つの機器に更新するなど省エネ効果が確認できる場合は対象となります。
19	新しく創業予定ですが申請できますか。	現に事業を営んでいない場合は対象外です。 ※現に事業を営むとは、現在営業をしていることを指します。

よくある質問

20	既存の冷蔵庫が手狭になってきたので大きいものに更新したいが対象となりますか。	更新によるエネルギーコスト削減効果が確認できれば対象となります。
21	施設の新設の場合、この補助を活用することはできますか。	施設の新設、建替、移転は対象外です。本補助事業は既存施設における設備更新を対象としています。
22	所有するビルやアパート・マンション内の機器の更新は対象になりますか。	住居は対象外です。事業の用に供されている場合は対象となります。 1棟の中に住居と事業所が混在している場合は、共用部分は対象外とし、事業所として使用するテナント内の設備については対象とします。 なお、事業用のテナントについては、更新する設備機器の所有権を持つ方が申請してください。
23	医療法人や社会福祉法人は対象となりますか。	従業員数100人以下であれば中小企業者として対象となります。
24	個人事業主です。開業して日が浅いため確定申告書が提出できない場合はどうしたらいいですか。	開業届を提出してください。
25	今年起業しましたが対象になりますか。	既に営業を開始して1か月以上経過しており、エネルギーコストを把握したうえで年間の推計によりコストの比較が可能であれば対象となります。
26	本社は市内ですが、市外の店舗のエアコンを更新することはできますか。	できません。市外の店舗の更新は補助対象としていません。
27	松江市外に住んでおり、松江市の完納証明書が発行されませんが、どうしたら良いですか。	松江市に納税義務のない事業者さんについては、誓約同意書の提出をもって、関係部署に個別に照会をかけますので、提出は不要です。
28	太陽光パネルは対象となりますか。	発電に関する設備はすべて対象外となります。
29	単価9万円の冷蔵庫3台を購入しますが、セット購入という扱いで対象になりますか。	対象になりません。セット購入が条件のものについては対象ですが、単に複数台購入する場合は対象としません。
30	令和4年度第2回飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金で申請した設備機器とは別の機器を、市単独事業で申請できますか。	できません。令和4年度第2回飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金の交付を受けた場合は別の設備であっても、市単独事業分の対象としません。県補助金上乘せ分の方へ申請してください。
31	飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金について令和4年度に確定を受けましたが、今回申請できますか。	令和4年度中に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金の確定を受けた設備機器とは別の設備機器であれば市単独事業分で申請可能です。
32	ビルのオーナーですが、空きテナントの設備更新についても対象ですか。	空きテナントに関しては、常時使用されていないことから、現状でエネルギーコスト削減が見込めないと判断し、対象としません。